

## 2 平成30年度税制改正に係る国民健康保険税への影響

### (1) 平成30年度税制改正が対象となる保険税の年度

令和3年度以降の保険税が対象

### (2) 改正内容

#### ① 給与所得控除及び、公的年金等控除の控除額

65万円 ⇒ 55万円 (10万円 減)

#### ② 住民税の基礎控除の控除額

33万円 ⇒ 43万円 (10万円 増)

### (3) 課税所得額への影響

#### ① 給与・年金所得世帯

(2)の①と②で相殺される ⇒ 影響なし

#### ② フリーランス（農業・自営業等）

(2)の②のみ対象 ⇒ 課税所得額が10万円下がる。

⇒ 保険税が下がる。

### (4) 保険税への影響

① (3)の②の影響により、保険税が下がり、収入が減る。

② 約500万円程度の減収となる見込み。

↓

令和3年度の收支の見込みを11月までに行う。

↓

その結果、歳入不足が見込まれた場合、保険税率の改正の検討を行う。